

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇公安規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人事規則
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 手嶋義之

鳥取県公安委員会規則第七号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県倉吉警察署の項中

上井警察官派出所

倉吉市上井町

一丁目

を

倉吉駅前警察官派出所

倉吉市上井

に、

駅前

を

打吹

に、

羽合町長瀬	橋津	東郷町長和田	松崎
-------	----	--------	----

羽合町大字久留	羽合町のうち 大字長瀬、田後、水下、久留、上浅津
大字長瀬	大字橋津、上橋津、赤池、宇野、下浅津、南谷、光吉
東郷町大字長和田	東郷町のうち 大字長和田、羽衣石、埴見、佐美、門田、野花、長江、引地、小鹿谷
大字旭	大字松崎、中興寺、久見、田畑、別所、方面、高辻、国信、旭

を

川地、藤津、漆原、野方、白石、宮内、
 川上

畑、旭、方
 宮内、北福
 美、門田、
 引地、小鹿
 川上

野、南谷、

に改め、

“ 方地 ”
 “ 大字方地 ”
 “ 大字方北福 ”

を削る。

“ 松崎 ”	東郷町長和田	“ 浅津 ”	“ 橋津 ”	羽合町長瀬
“ 大字旭 ”	東郷町大字長和田	“ 大字上浅津 ”	“ 大字長瀬 ”	羽合町大字久留
“ 大字松崎、中興寺、久見、田地、藤津、漆原、野方、白石、	東郷町のうち 大字長和田、羽衣石、植見、佐野花、長江(子東、藤尾を除く)、谷、別所、方面、高辻、国信、	“ 大字上浅津、下浅津、東郷町大字長江のうち、字東、藤尾	“ 大字橋津、下橋津、赤池、宇光吉 ”	羽合町のうち 大字長瀬、田後、水、久留

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中整肢学園の項の次に次のように加える。

鳥取療育園	
(1) 児童指導員、保母、理学療法士及び看護婦	二
(2) (1)に掲げる職員以外の職員	一

附則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年六月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年六月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に改め、同表の表中「八頭郡佐治村大字尾際六九〇番地 佐治第四小学校 一級」

西伯郡大山町大山四六番地	大山小学校大山分校	一級	及び
日野郡日南町多里八二六番地	多里中学校	一級	を削

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条関係)」に改める。
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。